

「シベリア出兵」・Siberian Intervention (後編)

(大正 7(1918)～大正 14(1925))

令和元年 7月 1日

横浜歴史研究会 古谷 多聞

<始めに - 1>

1. 昨年 9 月発表会の「ご案内」と「会報 77 号」には「古谷は海軍から陸軍に転属した」と記されていたが、「私にとっての陸軍は仮の棲処であって、私の本籍地・現住所は今以て共に海軍に在り、根っからの海軍オタクに変わりはない」と改めて表すものである
2. 今回は昨年に引続きシベリア出兵の「後編」と題し
 - (1) 出兵後の現地シベリアでの日本陸軍の行動(軍規.対パルチザン戦闘での苦闘.ニコラエフスク事件等)
 - (2) 出兵後の日米間の対立・摩擦
 - (3) 原敬首相の撤退方策
 - (4) 米英諸国がシベリア現地から撤退したなかで、日本だけが何故長期駐留したのか?等 について参考文献.参考資料を孫引きする従来方式を踏襲し、その断片的事項を而も上っ面だけを、更に己の独断.独善.偏見.雑感等を織り込んでお話したい 尚、己の独断.雑感等はレジュメ<私見>として記載
3. 本日は会員皆様から忌憚のないご批判・ご叱正・ご質問等を承り今後の私の学習の糧と致したい

<始めに - 2・補足説明>

前回発表(平成 30 年 9 月)レジュメ p14<番外編-2>「天皇は何時から日本國皇帝になったのか?」の補足説明

現代の日本人にとって「天皇=日本國皇帝」の称号に違和感を覚える人は多いと思うが、戦前の外交文書、国内日本人向けの勲記.辞令等には「日本國皇帝」「大日本國皇帝」「大日本帝國皇帝」と表記したものが散見される

例 1. 明治 27 (1884)8. 1 「清國ニ對スル宣戰ノ詔勅」

「天祐ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス」

例 2. 明治 37 (1904)2.10 「露國ニ對スル宣戰ノ詔勅」

「天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス」

例 3. 大正 3 (1914)8. 23 「獨逸國ニ對スル宣戰ノ詔勅」

「天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス」

例 4. 昭和 16 (1941)12. 8 「米國及英國ニ對スル宣戰ノ詔勅」

「天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス」

<日本軍の進撃>

1.大正 7(1918)8.2 「シベリア出兵」宣言

〃 8.4 浦塩派遣軍総司令部編制

2.第十二師団(小倉)の動向・・連合国との協調路線

大正 7(1918)8.3 師団に動員令

〃 8.12 師団第一梯団(14,040名) ウラジオストックに上陸

〃 9.5 沿海州都ハバロフスク占領後シベリア鉄道沿線を西進

〃 10/上 アムール州(中露国境)を制圧

3.参謀本部の策略 ・・日本単独の謀略で陸軍内部の既成事項

①南満洲鉄道を北上し満洲里から中露国境を越境(日華陸軍共同防敵軍事協定事項)後、ザバイカル州へ進軍し州都チタを占領するもので、その謀略詳細は前回発表のレジュメ p5~6 ご参照

② 第七師団(旭川・関東都督府下の満洲駐衛師団)の動向

大正 7(1918)8.9 師団に動員令

〃 9.6 師団 チタを占領

4. 大正 7(1918)9.22 沿海州から西進した第十二師団とシベリア鉄道で東進した第七師団が直結

〃 9/末 チタから以東のシベリア鉄道沿線地域は日本軍と連合国軍が制圧

⇒革命派軍はパルチザン闘争に転換

5.日本軍の最西進出地はバイカル湖西端のイルクーツク(イルクーツク州都)

・・原内閣の方針「バイカル湖以西には進出せず」に反す

大正 8(1919)12.24 浦塩派遣司令部は「居留民保護」を名目に第五師団(広島)に動員令を発し、

大正 9(1920)1.1 イルクーツクに進駐 同年 1.19 同地から撤退

6.日本軍のザバイカル州進出に対し米国の反撥

反撥理由:日米合意=「派兵地域をウラジオストック周辺に限定とする」に反す

<私見>

日本軍のザバイカル州進軍は参謀本部の既成方針であり、戦略的にはシベリア中部に孤立しているチェコ軍団の救出とウラジオストックで待機中の同軍団との直結*の為には有効な作戦と思料するが、政略的・表向きには参謀本部の真の狙い=シベリア地方に傀儡政権の樹立 を秘匿し、チェコ軍団救出を前面に出し外交手法を用いて事前に米国に根回をして同国の了解を取り付けるのが良策ではなかったか? 要するに日本外交は駆引・権謀術数が不得手で、その技倆も低レベルであったと思料する

現在でも日本の近隣外交(日露・日中・日韓・日朝)はその稚拙さを修正出来ず八方塞がりの体で歯痒さを感じる ・・駆引の不得手・稚拙さは日本人固有の国民性(島国育ち)から来るものか?

*大正 7(1918)9.1 日本軍の行動は東西に分断されていたチェコ軍団の連絡が付き、日本軍の戦略の正当性を立証!

<参考>①日本軍の派兵数:

大正 7(1918)年 8/末 3個師団約 72,400名(戦闘員 44,700名・非戦闘員 27,700名)

・・シベリア出兵期間中の派兵数のピーク

〃 11/末 58,600名に減(原敬首相・田中義一陸相)

②総司令部をウラジオストックに設置し下記三師団を統括

第三師団(名古屋) :チタ(ザバイカル州都)

第七師団(旭川) :満洲里(中露国境)

第十二師団(小倉) :ハバロフスク(沿海州都)

<日本軍軍規の弛緩>

1. 出兵の目的が不明確・不明瞭・曖昧 将卒は「物見遊山の官費旅行の気分」で出征
<参考>独軍の対仏伝統的且一貫した戦略:「目的はパリ 目標は仏軍」と単純で明快
2. 出征前の兵士は米騒動鎮圧出動のトラウマを拭い取る事が出来ず士気も上がらず
福岡周辺米騒動鎮圧に地元小倉の第十二師団が動員され地元住民の反感を買い、出征時には日露戦争時の「万歳三唱」の歓呼の声は聞かれず冷淡、冷めた眼で見送られ士気に影響
<参考>米騒動については前年レジュメ p11<番外編-1>「シベリア出兵」と「米騒動」ご参照
3. 不祥事=兵士の抗命、命令無視、上官侮辱(敬礼の欠礼)、脱営、逃亡等 が多発
<私見>軍組織・規律の根幹を揺るがす由々しき事態で日清、日露戦争時代には起り得ない現象
4. 上層部浦塩派遣軍総司令部某参謀将校も連日「裸踊り観賞」に現を抜かす体たらく
・・上は将校から下は一兵卒に至るまで軍全体の籠が緩んだ正に”ゆるふん”状態
5. 性病(梅毒)の蔓延
 - ① 公的(「西伯利出兵衛生史」)には大正 7/8~9/10 間に戦病者総数 106,333 名のうち性病患者数は 2,016 名で全体の 2%と記しているが、性病は戦傷とは違い不名誉で、梅毒は三等症と称され最大恥辱であった為申告をする者が少なかったのではなかろうかと指摘する見方もあり、実数はこの倍以上ではなかったかと推測される?
 - ② 「西伯利出兵憲兵史」から:「一方に於ては挙動粗慢に流れ、慰安を酒食に求めんとするの風あるは自然の趨勢にして皇軍の各駐屯地に従い、日本醜業婦の移住亦盛んにして、急増の料理店は随所に建設せられ、脂粉売笑の婦女は至る所に瀰漫して、将卒唯一の慰安提供するの観あり」
 - ③ 「シベリア出兵日記」(第十二師団松尾勝造上等兵の日記):「買春の値段は、滅法高価な由だが、それでも明日をも知れぬ我命だとして、兵隊は此処に遊びに行く」
<参考>料金:4 円/1 時間・・当時の給与の約 40 日分に相当!
 - ④ 性病蔓延の防止策:「芸妓・酌婦」を許可制とし、憲兵隊が指定した健康診断を義務付ける規則を制定 (大正 9 年北サハリン派遣軍参謀部)
・・軍による女性管理は、後の戦争に於ける「従軍慰安婦」と結びつける論者も居る!

<対パルチザン戦の苦戦>

パルチザン(Partisan Partizan)の語源は伊語の partigiano からきた仏語で、占領軍への抵抗運動や内戦、革命戦争での非正規の軍事活動を行う遊撃隊及びその構成員を指し、ゲリラ・レジスタンスと同義語
・・ロシア革命後のロシア内戦に於ける革命派軍=赤軍の別動隊

1. パルチザンの戦闘法

- i 敵戦線背後で鉄道線路、鉄橋等の輸送路の破壊、通信妨害
- ii 敵前進基地(拠点、村落等)の占拠
- iii 敵輸送部隊を奇襲し物資を略奪等の攪乱戦法を駆使し敵戦力を消耗、分散させる戦術

2. 日本軍の対パルチザン戦の苦戦

① パルチザンのゲリラ戦に於ける日本軍の敗北例

- i 大正 8(1919)1.10 アムール州マザーノヴォ村にて日本軍守備隊壊滅
- ii " 2.25 アムール州ユフタでパルチザン追討戦中の第十二師団歩兵 72 連隊第三大隊は地形を熟知したパルチザンに逆に包囲され大隊殲滅(150 名が戦死)
" 2.28 救援隊も全滅(107 名が戦死)
- iii " 3 月 ニコラエフスク事件は対パルチザン戦での最たる敗戦で日本軍守備隊は全滅し、在住日本民間人も巻添となりパルチザンに虐殺される・詳細は p4 に記載

②日本軍の報復

- i 大正 8(1919)3.22 アムール州イワノフカ村事件・・・2月大隊全滅の報復としてイワノフカ村を襲撃焼打ちし女性子供を含む 291 名(ロシア側数字)を虐殺
- ii 日本軍はパルチザンと一般住民を明確に区別出来ず、住民全てを敵視
：「懲膺ノ為過激派ニ關係セシ同村ノ民家ヲ焼夷シタ」(「西伯利出兵史」)
　　<雑感>ベトナム戦争米軍によるソンミ村虐殺事件、映画”Platoon”の one-scene を思い出す
・・・前回レジュメ p2-現地ロシア住民の日本軍の蛮行に対する憎悪と悪感情を抱かせた因
　　<参考>イワノフカ村日露合同慰霊祭(平成 30/8)での地元女性の憎しみを越えた悲しい歌
　　：「(日本を)責めてはいない だが忘れる事は許されない 忘れて生きる事は出来ない
　　イワノフカの傷はそれほど深い」

③日本軍の無差別的残忍・残酷な報復

- i 日本軍の現地住民への不法行為=民家への無断侵入、食糧品の強要、金銭物資の掠奪、暴行等
 - ii 日本軍と共闘した反革命派コサック軍頭目セミョーノフの現地住民に対する無頼、野蛮、粗暴な行動も現地住民が日本軍から離反し、パルチザンへの協力、サーポーター化する因となる
3. その後もパルチザンの奇襲に対し、日本軍の報復と負の連鎖(奇襲→報復→奇襲→報復・・・)が続く
　　<参考>内田外相は「討伐は露反革命軍に任せよ」と具申するが、首相原敬は討伐作戦を続行

<私見>

1. ゲリラ戦は従来の日清、日露戦争、第一次世界大戦対独戦に於ける正規軍と正規軍とが正面から対峙する正攻法とは勝手が違う日本軍が初めて遭遇する戦闘で、戸惑い・翻弄された事にはある程度理解できるが、シベリア出兵の第二の目的であるシベリア地方の安寧確保・ロシア人住民の保護が全軍將兵に徹底されず、日本軍の現地住民に対する威圧、強圧行動が住民の日本軍離反の要因になった事は否めない事実である
・・・上記 2-②③ご参照
- 2①その後日本軍は今回の対ゲリラ戦を教訓・教材とせず、日中戦争時の中共八路軍との戦い、太平洋戦争時のフィリピンゲリラ戦でも苦戦する
　　②1960年代のベトナム戦争では米軍もベトコンのゲリラ戦に対応出来ず敗退

<ニコラエフスク(尼港)事件>

1. ニコラエフスク(尼港・現地名:ニコラエフスク・ナ・アムール)とは
 - ①アムール河口から約 80km 上流に所在し、金採掘と北洋漁業の拠点 1850 年開港
 - ②冬季はアムール河、河口の港とも氷結し陸の孤島と化す
 - ③日本人は約 350 名が居住し、領事館も設置
- 2①大正 7(1918)/9 日本海軍陸戦隊が上陸占領 その後第十二師団の一部と交代
 - ②大正 8(1919)/5 第十四師団(宇都宮)歩兵第二連隊第三大隊約 330 名と海軍無線通信隊 42 名が駐屯
 - ③日本軍占領下の街は反革命派が掌握するが、治安維持は日本軍が担う
- 3①大正 9(1920)1.23 パルチザン約 4,300*名が街を包囲し攻撃
 - *うち朝鮮人約 400~500 名が抗日独立運動の一連として加担
 - i 反革命派軍の弱体化、戦意喪失で日本軍が矢面に立ちパルチザンと交戦
 - ii 第十四師団長は「日本軍局外中立」を訓令するが、現地日本軍守備隊長は「パルチザンを強盗団と認識」し交戦態勢を持続
 - ②大正 9(1920)2.24 日本軍とパルチザンとで休戦合意
 - ③尼港入城後のパルチザンは、反革命派軍將兵と反革命派支持の在住ロシア人を大量処刑
・・・日本軍兵士、在住日本人はその処刑を目撃

④日本軍の動向

- i 日本軍は革命派軍に対し敵視策→局外中立に方針転換(大正 9.1.17 付陸軍大臣指示「西第 30 号」)
*「交通線ニ危害ヲ加ヘ若クハ我軍ニ対シ攻撃的態度ヲ採ラサル限り団体ノ如何ヲ問ハス自ラ求メテ之ヲ攻撃スルコトナク露軍ノ措置ニ委スルモノトス」
- ii 大正 9(1920)1.24,1.26 現地領事館副領事と海軍通信隊隊長は内田康哉外相.山下源太郎軍令部長に陸戦隊派遣を要請
- iii " 2.16 救援軍として第七師団尼港派遣軍が編制されるが、現地での和平成立の情報により派遣軍に帰隊命令(3.6)

4.日本軍の戦闘

- ①大正 9(1920)3.11 パルチザンは日本軍に 3.12 までに武器の差出を要請=脅迫
<参考>パルチザン:武器借受
現地日本軍:武装引渡・武装解除と認識
 - ② i 海軍通信施設の破壊により外部との通信が途絶し、援軍到来も不明で孤立無援となる
ii 日本軍.日本民間人はパルチザンによる処刑・粛清を目の当たりにし、又日本人全員を殺害するとの流言も飛び交い、ある種の極限的精神状態に陥り追い詰められる
iii 対策「パルチザンの要求を受入」or「勝負に出るか」の二者択一に迫られる
 - ③大正 9(1920)3.12 午前 2 時 日本軍・日本民間人=義勇隊は騒起しパルチザン宿舎を襲撃
 - ④敵はパルチザンのみに非ず、尼港で越冬中の中国砲艦 4 隻、現地在住朝鮮人も日本軍を攻撃
 - ⑤大正 9(1920)3.18 日本軍はパルチザンに降伏し生存者は投獄される
・その後投獄された日本人はパルチザン撤退時に全員殺害(虐殺)される
 - ⑥大正 9(1920)4.9 原敬内閣は北サハリン在住の居留民保護の為救援軍の派遣を閣議決定
 - ⑦大正 9(1920)6.3 救援軍 尼港に到着
 - ⑧ i パルチザンは撤退時に街を焼尽し、日本人を含む監獄収容中の全員を殺害(虐殺)
ii 日本軍.日本人の犠牲者(戦死者.自決者.惨殺者)軍人 351 名 民間人 384 名(うち女性 183 名)
<参考>日本人犠牲者の遺言:「大正九年五月 24 日午後 12 時 忘ルナ」
・監獄の壁に刻された香田昌三陸軍一等兵の悲痛な dying message
iii 露人犠牲者も 6.000 名とも言われ、パルチザンリーダーはその後その責を問われ銃殺刑に処される
- #### 5.日本国内の世論
- ①救援軍の現地占領後、尼港事件の実態(日本人に対する虐殺)が新聞.雑誌.映画.講演会等で明らかになるにつれ国内世論は対露非難*が沸騰
<私見>*日本はパルチザンの残虐な行動に非難を言える資格・立場にあるのか?
 - i 日本軍は大正 8(1919)3.22 アムール州イワノフカ村を焼打し村民 291 名を虐殺
 - ii 日本軍の暴虐行動(日本軍による現地住民に対する食糧の強要.金銭物資の掠奪.暴行等)は当時国内には報道管制が敷かれていた為に報道されていなかった事もあるが、パルチザンの虐殺だけを一方的に糾弾・批判するのはお門違いと言うものである
 - iii 政府・軍当局はパルチザンの残虐さを殊の外喧伝し現地日本軍のタブー・恥部・暗部等を隠匿シベリア出兵の正当性を強調する為のプロパガンダに利用したのではなからうか?
 - ② i 国民の怨嗟の声はパルチザンへの非難と無為無策の政府・軍当局にも向けられる
ii 野党憲政会は原敬内閣のシベリア出兵施策を厳しく非難
iii 与謝野晶子、石橋湛山等の文化人.言論人も政府を批判

・・・言論の自由=大正デモクラシーの開花!

6. 尼港事件に対する日本の対応

① 北サハリンを占領

大正 9(1920)6.28 「サハリン州の必要と認める地点の占領」を閣議決定

〃 7.3 露領北サハリンを「保障占領」と宣言

保障占領=露に責任能力のある政権が樹立され、尼港事件が解決されるまでの担保(露に謝罪と代償を要求)としての占領=軍政を施行

〃 7.15 北サハリンを占領

② 米国の疑問・抗議・・・保障占領地が事件現場の尼港ではなく何故北サハリンなのか?

幣原喜重郎駐米大使の公的回答:

- i 北サハリンは日本領南サハリンと尼港とを連絡する交通の要衝
- ii 尼港に駐留する日本軍、日本居留民の安全を確保

③ 北サハリン保障占領の真相

- i 日露戦争後の日本海軍は、艦艇用燃料を石炭⇒重油に転換する為に以前より露領北サハリン産の石油に着目し北サハリンの石油探掘権を狙う・・・日本海軍が北サハリン占領を主導
- ii 日本の北サハリンのへの領土的な野心(資源獲得)=亜港(アレクサンドル)の領土化

④ オホーツク海・カムチャツカ半島周辺には日本海軍艦艇が遊弋し日本漁船を保護

⇒日本の漁業権が拡大

⑤ 「保障占領」は結果的には日本軍の長期占領に繋がり、各国の非難を浴び大正 11(1922)/11 のワシントン海軍軍縮会議でシベリア撤退の公約を余儀なくされ、大正 14(1925)5.15 北サハリン州から撤退するまで6年9ヶ月の無定見・過怠な時間が経過した

<余談>ワシントン海軍軍縮会議の詳細は平成 25 年発表レジュメご参照

<雑感>

尼港事件の実態(パルチザンによる日本人に対する身の毛が与奪つような残忍な方法での虐殺)を知ったのは、60 余年前の小学校 4 年社会科の授業でクラス担任の先生から聞かされたのが最初であったと記憶しており、今でも尼港事件のパルチザンの虐殺を聞く寒気立つ

当時のクラス担任は赤紙招集帰りのユニークな先生で、その授業は時には終日一日が国語 only、算数 only、社会科 only の授業をする日もある破天荒な授業もあって、而も社会科では当時本来なら中学校での教材対象であった厩戸皇子(当時は聖徳太子)の「十七条の憲法」明治維新時の「五箇条の御誓文」等を暗記させられたものである 今思うと後年私が歴史が好きになったのはこの先生が社会科の授業時からであると感謝している しかし算数数学が不得手になったのは終日算数 only の授業に辟易したからであろうか?

今どき、こんな授業をする先生が居れば轟々たる非難の声が上がり、即教育委員会から注意処分を受けるか、将又父兄からは担任罷免の声が挙がるであろう!

<米国との対立・摩擦>

- 1①**派兵数** :日米合意=7,000名 ⇒日本軍出兵最大3個師団約72,400名(大正7/8末)
 - ②**派兵地域** :日米合意=ウラジオストック周辺に限定⇒日本軍はザバイカル州に進出・p2-6 参照
 - i 大正7(1918)/11初 ウィルソン米大統領「兵力数と派兵地域」について注意勧告
 - ii " 11.16 ランシング米國務長官「日本軍兵数の過大なるを見て驚愕禁ずる能わず」と抗議文を石井菊次郎駐米大使に手交
 ・ ・ホワイトハウスでは綿花、鉄鋼等の重要原料禁輸等の経済制裁も検討
 - ③**軍命令系統**:米派遣軍司令官は出兵当初より米軍が日本軍指揮下に入る事を拒否し、米軍の独立を主張
 ・ ・連合軍とは名ばかりで、一枚岩に非ず
- 2.**シベリア鉄道管理の主導権**・ ・「鉄道を制する者がシベリアを制す」
 輸送の大動脈であるシベリア鉄道は内戦の行方を左右する為、どの国が管理するのが焦点
 - ①大正7(1918)9.3 駐日モリス米大使 シベリア鉄道の米国単独管理を日本に提案
 :米国鉄道技術団が中東鉄道及び極東のシベリア鉄道全線を単独管理
 ・ ・同鉄道技術団は過去シベリア鉄道の修理保守等に従事していた実績があり
 - ②日本:米国単独管理案に反対
 - i 東清鉄道の利権獲得を目的とし、従前からシベリア鉄道の帰属に関心あり
 - ii 大正7年に外務省はバイカル湖以東のシベリア鉄道管理に28,000人の人員派遣を計画済
 - iii 同年9.18 参謀本部 浦塩派遣軍内部に野戦交通部を設置
 - ③英国、中国:米国案に不同意
 - ④同年11.16 米国 米国単独管理を撤回し、シベリア鉄道の国際的管理を再提案
 - ⑤大正8(1919)2.10 日米間で「シベリア鉄道と中東鉄道は連合管理委員会の下に置く」で合意
 - ⑥しかしその後も委員会では日本軍と米国鉄道技術団とが対立し、主導権争いの火種は消えず

<私見>

1.派兵数7,000名:

米国提議7,000名=当時米国の派兵可能数は7,000名が手一杯(前回レジュメ p8-4-①ご参照)であり

日本に同数派兵を持ち掛け、日本の大量出兵を牽制したものと推測する

日本 =1個師団派兵は米国の了承済であるが、日本陸軍の1個師団兵力は約12,000名で派兵数については当初よりボタンの掛け違い*が生じていたのではなからうか?

*ボタンの掛け違い:米国軍=7,000名か 日本軍=1個師団(12,000名)

2.派兵地域:ウラジオストック周辺に限定

米国=シベリアに於ける日本の勢力圏拡大を抑制、警戒、牽制

日本=表面的にはチェコ軍団救出の為にはザバイカル州進出は正当な戦略と思料する・p2-6<私見>

3.係る派兵数、派兵地域の対立の起因は出兵の大義名分だけが先行し出兵前に日米間で細部まで調整しなかった事に尽きるものと思料する しかしその背後にはシベリアでの日米両国の新帝国主義の鏝迫り合い、勢力圏争い等があったのではないか?

米国=新規投資先としてシベリアへの経済進出を図る為に日本軍に足枷を嵌め、日本の経済利権独占を阻止する狙いがあったのではないかと思料する

日露戦争後の米国の対日政策は、友好から警戒に方向転換の兆しが明白!

日本=出兵を千載一遇の機会と捉え、シベリア地方の経済的利権独占を図る為に傀儡政権の樹立を目論む

4.別の見方をすれば米国の外交術数は日本より一枚も二枚も上手で、日本は米国の術に嵌ったと言えよう? 日本外交の稚拙さは後年日米開戦前での開戦回避交渉でも苦汁を嘗める!

<原敬内閣の成立・撤退策>

1. 大正 7(1918)9.21 寺内正毅内閣総辞職

2. 原敬内閣の成立

大正 7(1918)9.27 原敬に組閣の大命

9.29 原敬内閣成立

i 本格的な政党内閣:陸相.海相.外相の3大臣の他は全員政友会議員

ii 平民宰相:朝敵南部盛岡藩出身で、華族に列せられる事を固辞

iii 人事:陸軍大臣に参謀本部次長田中義一を起用

<私見>シベリア出兵の強硬論者の田中義一を何故陸軍大臣に起用したか?

1. 参謀本部実力者を内閣に取組み(抱込み)により、参謀本部とのバッファ的役割に期待

→参謀本部の容喙を牽制

2. 陸軍の蔭の実権者元老山縣有朋と田中義一との関係を利用し、山縣との良好関係の構築を狙う

3. 「清濁併せ呑む」彼一流の処世術か?

iv 以後3年余、原・田中のコンビで「シベリア出兵」対策に取り組む

3. 原敬のシベリア出兵基本策・・段階的な撤退

① 施策: i 英仏からのシベリア西部への派兵要請を拒否し、バイカル湖以西には進軍せず

ii シベリア駐留日本軍 14,000 名削減 (大正 7(1918)10.15 閣議決定)

iii シベリア駐留日本軍 26,000 名削減 (大正 7(1918)12.24 閣議決定)

諸兵力削減策は米国の不信感を払拭できず p7<米国との対立・摩擦>ご参照

② 原敬の限界

i 参謀本部との確執・・当時は”Civilian・Control”が確立されておらず、内閣総理大臣と雖も参謀本部・統帥権までには踏み込めず

ii 撤兵時にはウラジオストック駐留に固執・・鮮満に対する思惑

・・鮮:在露朝鮮人の独立運動を阻止.牽制

満:日露戦争で獲得した南満洲地方の利権の確保

iii 撤兵 timing の逸失<私見>

イ.チェコスロバキア独立承認のヴェルサイユ講和条約調印時の大正 8(1919)6.28

・・シベリア出兵宣言の遵守 p12<参考-1>「シベリア出兵・宣言」ご参照

ロ.米国のシベリア撤兵発表時の大正 9(1920)1.5

・・出兵時に米国に同調したのであるから、撤兵時期も米国に追随すべきである

iv 交渉すべき相手がおらず・・当時、日本は未だソヴィエト政権を承認しておらず

・・後年近衛秀麿首相が昭和 13(1938).1.16 「国民政府を対手とせず」の声明を思い出す

v 「手ぶらでは帰れず」

・・後年東条英機陸相が「戦争で亡くなった英霊申し訳なし」と日中戦争解決策時のハル米
国務長官の「ハルノート」に反対し中国からの撤退を拒絶 と類似

<余談>ジョン・ダワーの「死者への債務」 ・・麻田雅文著「シベリア出兵」から抜粋

「人が死ねば死ぬほど、兵は退けなくなります リーダーは決して死者を見捨てる事が

許されないからです この「死者への債務」はあらゆる時代に起きている事です

犠牲者に背を向けて「我々は間違えた」とは言えないのです」

<私見>上記 iv・v は「歴史は繰り返される」の典型的な事例

<連合各国のシベリアからの撤兵>

出兵各国の思惑が交錯

米国(ウィルソン大統領)

①撤兵の要因

- i チェコ軍団の撤兵決定(1919(大正 8)9.28)で、軍団救出の大義名分が消滅
- ii 露反革命政府(コルチャーク政権)の崩壊により、ソヴィエト政府軍との交戦を懸念

②1919(大正 8)12.23 ランシング米国务長官 ウィルソン大統領に「撤兵」を進言 大統領は承認

1920(大正 9) 1.5 シベリアからの撤兵を正式決定

〃 1.8 現地米国シベリア派遣軍司令官 日本軍浦塩派軍に「撤兵」を通告

〃 1.9 米国务省 日本に「撤兵」を正式通告

〃 4.1 米国軍 シベリアから完全撤兵

③日本の対応

i 米国の「撤兵」を承認

ii 内田外相 i. 日本軍単独のシベリア駐留

ii. 日本軍の増派.撤兵は日本の裁量(free hand)とす等 を通告し同国の了承を得る

・ ・ 日本軍の長期シベリア駐留の因となる

英国(ロイドジョージ内閣)

①撤兵の要因

i 世界大戦の終結により東部戦線の再構築、及びシベリア出兵の意義が消滅

ii 内閣の選挙対策:露から小麦購入により国内社会食糧の回復.安定を図る事が急務の為、
ソヴィエト政府との友好関係を模索

iii チャーチル陸軍大臣の露反革命派支援策が失敗等 によりシベリアからの撤兵の気運が貽蕩

②1919(大正 8)/10 末 シベリア撤兵完了

カナダ

①国民の世論=シベリアからの撤兵の声が強く、1919(大正 8)/2 宗主国英国より撤兵の了承得る
・ ・ 連合軍撤兵の初っ端

②1919/4 ウラジオストックから撤兵開始 6月に撤兵完了

<チェコ軍団の動向>

①軍団を統括する仏国、及び英国チャーチル陸相等による露反革命派の駒として利用される

②1919(大正 8)6.28 ヴェルサイユ講和条約によりチェコスロヴァキアは各国から正式承認

・ ・ 独立宣言(1918.10.28)・講和条約成立(1919.6.28)により軍団のシベリア残留の意義が消滅

③1919(大正 8)9.28 軍団 ロシアからの撤退を宣言し友好関係にあった反革命派政権のコルチャーク
をイルクーツクのソヴィエト政権に引渡

④1920(大正 9)2.7 ソヴィエト政権と休戦協定に調印

⑤ 〃 9.2 シベリアから撤退完了

⑥帰国者 72,644 名 ロシア国内での戦死者 3,652 名 行方不明者 739 名

<参考>

①1918(大正 7)10.28 チェコスロヴァキア独立宣言

1920(大正 8)/1 日本 チェコスロヴァキア共和国と外交関係樹立

②軍団が反革命派軍としての性格を失った事により現地の日本軍との関係が悪化し、中東鉄道
ハイラル駅で銃撃戦を展開(大正 9(1920)4.11)

<番外編> 菅原佐賀衛(陸軍少将)「西伯利出兵史要」(大正14年 偕行社) の digest

1. 日本陸軍のアムール州出動は失策である

① 対米関係・・・日本に対する米国の警戒心・不信感が萌芽

- i 大正7年(1918) 日米合意=「出兵範囲をウラジオストック周辺に限定」に反す
- ii 米国及び米国民の感情を害し、「日本に野心(経済圏の拡大)あり」との疑念を抱かさせる

② 対英・仏関係

- i 両国に対する軍事援助が不十分
- ii 「日本に極東露領(シベリア)に野心あり」との疑念

③ 対露関係・・・対日反感気運の醸成

- i 日露戦争後一旦回復しかかった両国民の親善関係に一大障害を引き起こし、露国民に対日反感気運を醸成
- ii 革命派の絶好の宣伝材料となり、対日反感の有力な原因となる

2. 撤兵時期の誤謬

- i チェコ軍団撤兵完了時の大正9年(1920)/9末
 - ii 連合軍のシベリア撤兵時、米軍撤兵完了の大正9年(1920)/4
 - iii 革命派軍との戦闘中止指令発令の大正9年(1920)/1
- が撤兵の最良の時期(best timing)であったと確信する

3. 居留民保護の為の駐留であれば最小の兵員駐留で可

4. 「シベリア出兵・宣言」の当初の目的であるチェコ軍団の救出は達成

5. 結論として

- i 出兵目的が不鮮明
 - ii 革命派勢力を軽視
 - iii ロシア国民性を不理解等
- 「失う所多くして 得る所殆ど無し」とシベリア出兵を批判

6. 読後感<私見>

- ① 細部には異論はあるが、著者の所見上記1～5は概ね小生の所感と同一
- ② 本書は一退役軍人(陸軍少将)の著で「シベリア出兵」を批判しているが、参謀本部第四部長渡辺錠太郎(当時陸軍少将)が「序」を寄稿、更に出版元が偕行社である事から一私文書ではあるものの陸軍のお墨付き・半ば公認の書であると思料する
- ③ 参謀本部はシベリア出兵の失態を隠蔽・カムフラージュする為、一退役軍人菅原に代筆させる事により一私文書でその失態を是認したのではないかと推測するものである
国家権力の隠蔽体質は今日でも現存・・・自衛隊のイラクサマワ派遣、モリカケ問題(森友学園・加計学園)等その例は後が断たず
「シベリア出兵」に関してはその資料が少なく=真相の隠蔽 未だその真相が解明されていない点が多々あり、情報の開示に期待しその真相・実態が解き明かされることを願うものである
- ④ 日本のシベリア出兵は当時の国際情勢=欧米に同調 を勘案すれば一部肯定できるが日本の出兵の目的が二律背反であることに問題がある
 - i 大義名分:チェコ軍団の救出 ロシア国内の安寧
 - ii 真の狙い:シベリア北部に日本の傀儡政権樹立には同調出来ず
- ⑤ 「シベリア出兵」を総括すれば、司馬遼太郎曰く「瀆武」・「無名の師」の一語に尽きる

シベリア出兵関連略年表

日 本		世 界	
年月日 (西暦)	事 項	年月日	事 項
大正 7(1918) 8.2	「シベリア出兵」宣言	1918. 8.3	英軍 ウラジオストック上陸
8.12	ウラジオストックに上陸	8.19	米軍 ウラジオストック上陸
9.5	ハバロフスク占領	10.28	チェコ独立宣言
9.23	寺内正毅内閣総辞職	11.4	独革命
9.29	原敬内閣成立 (陸相:田中義一)	11.11	連合国 独と休戦協定調印
12.24	内閣シベリアからの大量撤兵を決定	11.18	コルチャーク政権(反革命政権)発足
大正 8(1919) 2.10	シベリア鉄道・中東鉄道の国際管理について日米合意	1919.1.18	ヴェルサイユ講和会議開幕
3.22	アムール州イワノフカ村事件	6.28	ヴェルサイユ講和条約調印 i チェコ独立正式承認 ii チェコ軍団の存在意義が消失
5.17	コルチャーク政権を承認	9.28	チェコ軍団シベリアから撤退宣言
7.22	コルチャーク政権の2個師団派遣要請を拒否		
大正 9(1920) 1.1	イルクーツクに進軍 ・・日本軍進軍の最西地	1920. 1.5	コルチャーク政権崩壊
1.8	米シベリア派遣軍 シベリアからの撤退を通告	1.5	米軍 シベリア撤兵を正式決定
1.13	東部シベリアへの追加派兵を閣議決定	1.9	米軍 日本に撤兵を通告
3.12	ニコラエフスク(尼港)事件	2.7	チェコ軍団ソヴィエト政府と休戦協定調印
4.4	沿海州の武装解除を開始	4.1	米軍 シベリアからの撤兵完了
6.3	尼港に日本軍救援部隊到着		
7.3	北サハリン占領とザバイカル州撤兵を官報で告知	9末	チェコ軍団シベリアから撤退完了
7.21	ザバイカル州から撤兵開始		
12.8	山縣有朋 原敬にシベリア(除北サハリン)からの撤兵を助言		
大正 10(1921)5.13	沿海州からの撤兵を閣議決定		
11.4	原敬首相 暗殺される	1921. 11.12	ワシントン海軍軍縮会議開幕 (~1922/2)
大正 11(1922) 6.23	加藤友三郎内閣 10月末までのシベリア撤兵を閣議決定		
10.25	ウラジオストックから撤退	1922. 12.30	ソヴィエト社会主義共和国連邦成立(ソ連)
大正 13(1924) 6.9	加藤高明内閣成立	1924. 2.1	英国 ソ連を承認
大正 14(1925) 1.20	日ソ基本条約調印 ・・ソ連と国交樹立	<参考>各国のソヴィエト政権承認年月 日本:1925/1 英国:1924/2 独国:1922/9 米軍:1933/12 仏国:1924/8	
5.15	北サハリンより撤兵		

<参考1> 「露領出兵に関する宣言(シベリア出兵宣言)」 内閣告示 (大正7(1918).8.2)

告示

帝國政府ハ露國竝露國人民ニ対スル旧来ノ隣誼ヲ重シシ露國ノ速ニ秩序ヲ恢復シテ健全ナル發達ヲ遂ケムコトヲ衷心切望シテ止マサル所ナリ 然ルニ近時露國ノ政情著シク混乱ニ陥リ復タ外迫ヲ扞禦スルノカナキニ乘シ中欧諸國ハ之ニ圧迫ヲ加フルコト愈々甚シク其ノ威圧遠ク極東露領ニ浸漸シテ現ニ「チェック・スロワーク」軍ノ東進ヲ阻碍シ其ノ軍隊中ニハ多数ノ獨逸俘虜混入シ實際ニ於テ其ノ指揮權ヲ掌握スルノ跡顯然タルモノアリ 抑々「チェック・スロヴァック」軍ハ夙ニ建國ノ宿志ヲ抱キ終始聯合列強ト共同對敵スルモノナルカ故ニ其ノ安危繫ル所延テ與國ニ影響スルコト少シトセス 是レ聯合列強及合衆國政府カ同軍ニ多大ノ同情ヲ寄與スル所以ナリ 今ヤ聯合列強ハ同軍カ西伯利方面ニ於テ獨逸俘虜ノ為著シク迫害ヲ被ムルノ報ニ接シ空シク拱手傍觀スルコト能ハズ業ニ已ニ其ノ兵員ヲ浦塩ニ派遣シタリ 合衆國政府モ亦同シク其ノ危急ヲ認メ帝國政府ニ提議シテ先ツ速ニ救援ノ軍隊ヲ派遣セムコトヲ以テセリ 是ニ於テ帝國政府ハ合衆國政府ノ提議ニ應シテ其ノ友好ニ酬ヒ且今次ノ派兵ニ於テ聯合列強ニ對シ歩武ヲ齊フシテ履信ノ實ヲ舉クル為速ニ軍旅ヲ整備シ先ツ之ヲ浦塩ニ發遣セムトス

叙上ノ措置ヲ取ルニ方リ帝國政府ハ一意露國及露國人民ト恒久ノ友好關係ヲ更新セムコトヲ希図スルヲ以テ常ニ同國ノ領土保全ヲ尊重シ併セテ其ノ國內政策ニ干涉セサルノ既定主義ヲ声明スルト共ニ所期ノ目的ヲ達成スルニ於テハ政治的又ハ軍事的ニ其ノ主權ヲ侵害スルコトナク速ニ撤兵スヘキコトヲ茲ニ宣言ス



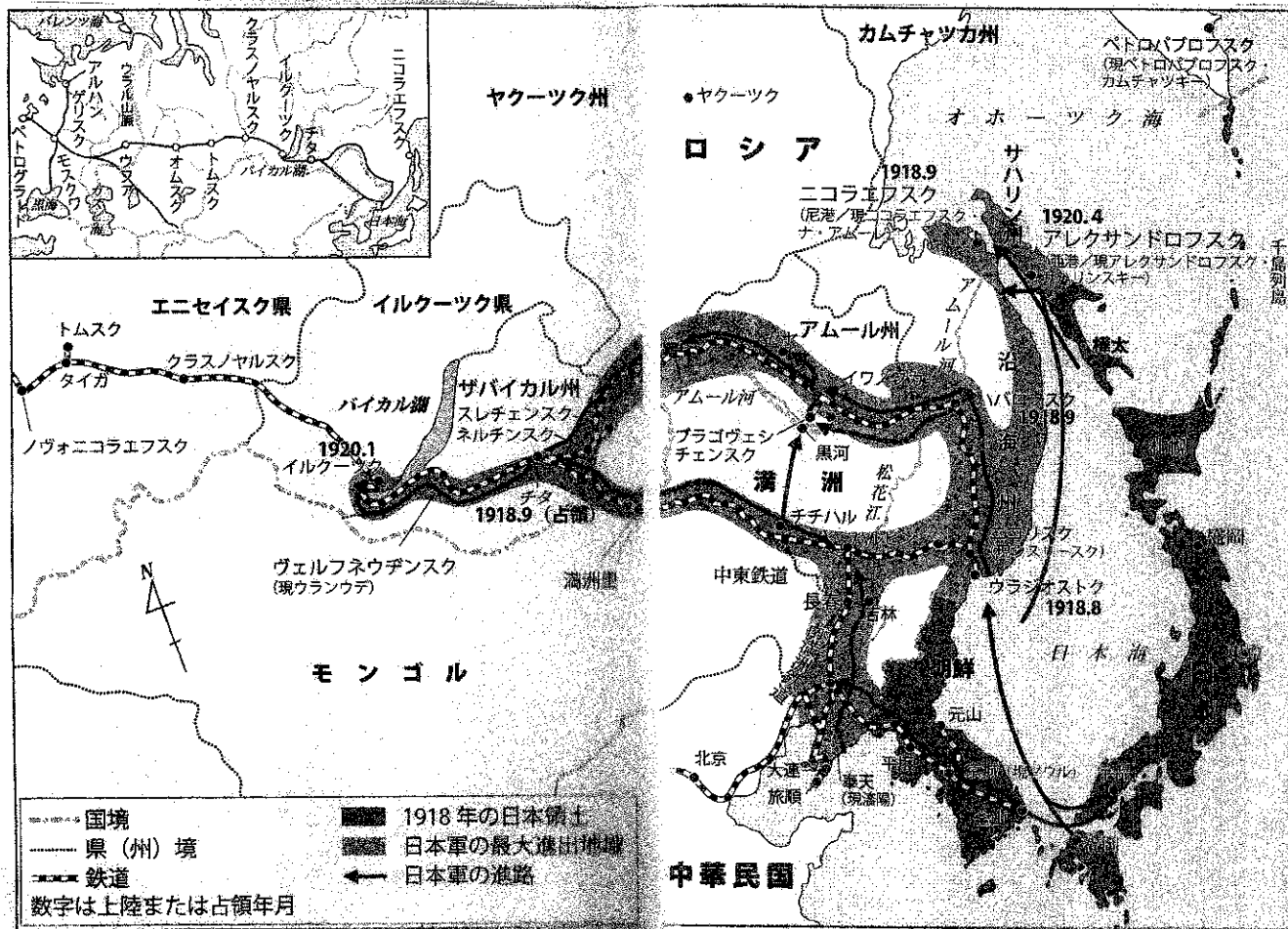
米騒動を収拾出来ない寺内内閣が、対ロシア「経済援助」とするのを皮肉るマンガ
(日本及日本人 738号 1918.9.1)

「初期シベリア出兵の研究」(井竿富雄)の表紙挿絵

(上)米軍に出兵の主導権を取られるという
危機感を表す

(下)出兵理由の曖昧さを難じるもの
(日本及日本人 737号 1918.8.15)

<参考-2> シベリア出兵関連地図 麻田雅文「シベリア出兵」から転記



註記：ペトログラードは現サンクトペテルブルグ／出典：小林啓爾『シベリア出兵の経緯』、『デモクラシー』（吉川弘文館、2008年）などに基づき筆者作成

<参考文献>

「シベリア出兵」近代日本の忘れられた七年戦争	麻田雅文	2016	中央公論新社
「シベリア出兵の史的研究」	細谷千尋	1955	有斐閣
「初期シベリア出兵の研究」	井竿富雄	2003	九州大学出版会
「シベリア出兵」革命と干渉 1917-1922	原 暉之	1989	筑摩書房
「西伯利出兵史要」	菅原佐賀衛	1925	偕行社
「米国のシベリア撤兵と日本」	高原秀介	1991	軍事史学会
「シベリア出兵における軍事関係」	加藤博章	2012	軍事史学会

<余談>

歴史学習時の肝銘:古人の金言

- 「歴史とはただ学ぶのではなく
歴史から何を学ぶかが肝要である」
海軍大将 山梨勝之進(日本)
- 「歴史とは現代と過去との間に尽きる事を
知らぬ対話である」
歴史政治学者 E.H.カー(英国)
- 「愚者は経験に学び 賢者は歴史に学ぶ」
鉄血宰相 ビスマルク(ドイツ)